

足立区理容師法及び美容師法施行条例運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、足立区理容師法施行条例（平成24年足立区条例第17号）及び足立区美容師法施行条例（平成24年足立区条例第18号）（以下これらを「条例」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(理・美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第2条 条例第2条に規定する理・美容の業を行う場合に講ずべき措置については、通常の理・美容所で業を行う場合のほか、条例第4条に規定する出張理・美容を行う場合にも適用する。

2 条例第2条第9号の消毒薬の取換えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める頻度を目安として指導するものとする。

(1) 次亜塩素酸ナトリウム等 毎日

(2) エタノール消毒薬 蒸発、汚れの程度等により7日以内

(理・美容所について講ずべき措置)

第3条 条例第3条第3号の、作業室に作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないための措置として、理・美容の作業前の客を作業室と明瞭に区分された場所に待機させる措置を講じさせるものとする。ただし、施設の営業形態、営業方針等により待機場所を必要とせず、かつ公衆衛生上支障ないと判断できる場合は、これによらないことができる。

(理・美容所以外の場所において業を行うことができる場合)

第4条 理・美容師が理・美容所以外の場所において業を行うことができる場合における次の各号に掲げる事項の取扱いは、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 出張業務の資格 次のとおりとする。

ア 理容師又は美容師であれば、理・美容所を有すると有しないにかかわらず、また雇用されているとしないにかかわらず、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号）の定めるところにより出張業務ができるものとする。

イ 理・美容師が出張業務を行う場合、理容師法（昭和22年法律第234号）第12条及び美容師法（昭和32年法律第163号）第13条に規定する理・美容所について講ずべき措置は適用されないが、理容師法第9条及び美容師法第8条に規定する理・美容の業を行う場合に講ずべき措置は適用される。

(2) 衛生措置について 理・美容師が出張業務を行う際は、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付健発第1004002号。以下「管理要領」という。）及び足立区出張理美容に関する衛生管理指導要領（6足保生発第1969号 令和6年10月28日 区長決定。以下「指導要領」という。）を遵守すること。

(3) 社会福祉施設等の範囲 条例第4条第1号に規定する社会福祉施設等の範囲は、足立区理容師法施行細則（昭和50年足立区規則第27号）及び足立区美容師法施行細則（昭和50年足立区規則第26号）（以下これらを「細則」という。）第5条第1号から第9号までに掲げる社会福祉施設及び病院のほか、何らかの形で外部から身体に強制又は制限を付されて監督を受けているものが収容されている施設（刑務所、少年院

等)を対象とする。

(4) 演劇に出演する者等の範囲 条例第4条第2号に規定する演劇に出演する者等の範囲は、演劇、歌謡、踊り等の舞台に出演し、又は発表等の催しに参加する者とする。

(5) 衛生管理上支障がなく、区長が特別の事情があると認める場合 条例第4条第3号に規定する、衛生管理上支障がなく、かつ、区長が特別の事情があると認める場合とは、原則、次の全てを満たし、かつ、区長が実施を認めた場合をいう。

ア 管理要領及び指導要領に基づく衛生措置がとられていると区長が認めた場所出張業務を行うこと。

イ 別表に定める施設を利用する児童等であつて、精神的・心理的な問題から理容所又は美容所に行くことができないものに対して、慈善活動として出張業務を行うものであること。

ウ 足立保健所生活衛生課に指導要領に定める出張理美容届を提出し、事前に区長の承認を得たものであること。

エ 区は、ウの承認を行うか否かを判断するために、必要に応じて、区又は区の依頼する専門家による書類審査、実地調査、出張理美容届提出者の関係者に対するヒアリングその他必要な調査を行うことができるものとし、出張理美容届提出者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(社会福祉施設等に理・美容所を開設する場合の特例)

第5条 条例第5条は、社会福祉施設等における理・美容業務の衛生を確保し、かつ、充実した理・美容サービスの提供による利用者の福祉の向上を図るため、当該施設等に開設する理・美容所に係る衛生上の講ずべき措置の特例を定めたものである。

2 条例第5条における次の各号に掲げる事項の取扱いは、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 足立区規則で定める社会福祉施設等の確認 次のとおりとする。

ア 条例第5条が適用される理・美容所(以下「条例第5条理・美容所」という。)は、細則第5条各号に掲げる社会福祉施設等において、条例で規定する利用困難者の用に供するため開設される理・美容所とする。従つて、条例第5条の適用に当たっては、開設届の提出時に、社会福祉施設等が細則第5条第1号から第9号までに掲げる施設に該当することを関係書面等(施設の許認可等の証、又は許認可等の申請書の写等)で確認するとともに、理・美容所の開設者が施設の開設者と異なる場合は、業務の受託契約書等により、施設における利用困難者の用に供する理・美容所であることを確認する。

イ 利用困難者を対象に業務を行う移動理・美容所については、細則第5条第1号から第9号までに掲げる施設の用に供する場合、上記と同様の確認を行う。

(2) 社会福祉施設等と条例第5条理・美容所との位置関係 細則第5条各号に掲げる施設においては、原則として施設の同一建物内又は同一敷地内に設置されているものとする。

(3) 衛生上必要な措置 次のとおりとする。

ア 利用困難者の状態等の勘案

社会福祉施設等において利用困難者が理・美容所で施術を受ける場合、車椅子やストレッチャーによる出入りや、付添人を伴うなど、施設の種類により様々な利用形態が考えられるため、当該作業室がその利用形態に応じ、利用困難者の出入りや理・美

容所内での移動等、及び施術者による理・美容の業無の円滑な遂行が可能であることを確認するものとする。

イ 業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さ

施術及び消毒の業務を行う場所に、おおむね0.45メートル以上の動線幅を確保すること。この場合において、施術を行う椅子と消毒設備の間及び椅子と椅子の間については、一動線として扱って差し支えない。

ウ 客待ち場所

条例第5条理・美容所において、作業前の客を待機させる場所を設ける場合には、適当な広さの場所を作業室と明瞭に区分して設けること。

(4) 開設届及び確認済の証への記載 次のとおりとする。

ア 条例第5条理・美容所の開設届には、施設名称の右側に、(条例第5条理(美)容所)と記載させるものとする。

イ 確認済の証には、施設名称の右側に、(条例第5条理(美)容所)と記載するものとする。

(5) その他 次のとおりとする。

ア 細則第5条各号に掲げる社会福祉施設等に設置する理・美容所で、作業室の床面積が13平方メートル以上ある場合の取扱い、あくまでも開設者の営業方針に委ねるものとする。すなわち、利用困難者のみを対象とする場合は条例第5条を適用し、また、利用困難者以外の者も対象とする場合は条例第3条を適用する。

イ 条例第3条から条例第5条理・美容所への変更(又はその逆)の手続は、次のとおりとする。

(ア) 構造設備の変更を伴わない場合は、変更届により取り扱う。

(イ) 構造設備の変更を伴う場合は、変更の程度に応じて従前と同じ取扱いとする。

すなわち、各条に規定する基準に適合するよう構造設備を変更した結果、変更前と同一性を失っていると認められる場合には、新規の取扱いとし、それ以外は変更の取扱いとする。

(その他)

第6条 理・美容所における洗場の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 理・美容所における洗場は、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)(以下これらを「省令」という。)第26条第2号に規定されているとおり、施設の清潔保持のため、流水装置としなければならない。また、理容師法第9条第2号及び美容師法第8条第2号に規定される器具の消毒は、省令第25条に規定されているとおり、器具を十分に洗浄した後に行わなければならない。

(2) 前号から、理・美容所内には、器具を洗浄するための流水装置による洗場を必置とする。

(3) 器具の洗浄に使用するスポンジ等や、消毒に使用する薬液容器等は、専用のものを使用するものとする。

付 則 (25足足保生発第46号 平成25年4月15日衛生部長決定)

この基準は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（6 足足保生発第 1 9 7 0 号 令和 6 年 1 0 月 2 8 日 区長決定）
この基準は、決定の日から施行する。

別表（第 4 条関係）

	対象施設
1	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく児童養護施設
2	児童福祉法に基づく自立支援ホーム
3	児童福祉法に基づく母子生活支援施設
4	子ども食堂（福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を定期的に行っている施設であって、飲食店営業の許可を受けている施設又は「小規模給食施設、ボランティア給食における食事の提供開始届」を足立保健所に提出済みの施設をいう。）
5	その他、子どもの貧困対策に関連する施設